

第2節 福島市都市計画法施行細則

この規則は、福島市が処理する法の事務の執行に関し、政令、省令及び都市計画法に基づく開発許可の基準等に関する条例（平成15年条例第24号。以下「許可基準条例」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めたものです。

福島市都市計画法施行細則

（趣旨）

第1条 都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）の施行については、都市計画法施行令（昭和44年政令第158号。以下「政令」という。）及び都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号。以下「省令」という。）並びに都市計画法に基づく開発許可の基準等に関する条例（平成15年条例第24号。以下「許可基準条例」という。）及び都市計画法に基づく地区計画等の案の作成手続きに関する条例（平成15年条例第25号。以下「地区計画条例」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（障害物の伐除及び土地の試掘等の許可申請）

第2条 法第26条第1項前段の許可申請は、障害物伐除等許可申請書（様式第1号）に次に掲げる図書を添えて行うものとする。

- (1) 障害物の伐除は土地の試掘を行う土地の位置図
- (2) 障害物の伐除又は土地の試掘等を行う区域を示す不動産登記法（平成16年法律第123号）第14条第1項に規定する地図（以下「公図」という。）の写し
- (3) 障害物の伐除又は土地の試掘等を行う区域の状況の写真
- (4) その他市長が必要と認める図書

（身分証明書）

第3条 法第27条第1項及び第2項の証明書は、身分証明書（様式第2号）によるものとする。

（開発許可申請書の添付図書）

第4条 法第30条第1項の申請書には、同条第2項及び省令第17条第1項に定めるもののほか、次に掲げる図書を添えなければならない。ただし、許可を受けようとする開発行為が、主として自己の居住のように供する住宅の建築の用に供する目的で行うものであるときは第17号から第22号までに掲げる図書を、主として住宅以外の建築物又は特定工作物で自己の業務の用に供するものの建築又は建設の用に供する目的で行うもの（開発区域の面積が1ヘクタール未満のものに限る。）であるときは第17号及び第18号に掲げる図書を添えることを要しない。

- (1) 個人にあつては住民票の写し又はこれに代わる書類、法人にあつては法人の登記事項証明書、定款等
- (2) 開発区域及び周辺の土地の公図の写し
- (3) 開発区域の土地の登記事項証明書
- (4) 開発区域、公共施設等の求積図
- (5) 排水施設構造図
- (6) 流末水路構造図
- (7) 排水先流路図
- (8) 道路横断図及び道路縦断図
- (9) 構造計算書

- (10) 安定計算書
 - (11) 水理計算書
 - (12) 防災工事計画平面図
 - (13) 防災施設構造図
 - (14) 予定建築物等の平面図及び立面図
 - (15) 第 5 条第 2 項の公共施設管理者同意書
 - (16) 第 5 条第 3 項の公共施設管理予定者との協議一覧表及び公共施設管理予定者との協議経過書
 - (17) 資力信用調書（様式第 3 号）、預金残高証明書、融資証明書及び納税証明書（固定資産税及び都市計画税並びに法人にあっては法人税、事業所税及び法人市民税、個人にあっては、所得税及び市県民税に係るもの。）並びに事業経歴書
 - (18) 工事能力調書（様式第 4 号）、事業経歴書及び建設業等の許可証明書並びに工事施行者の法人の登記事項証明書
 - (19) 下水道縦断図
 - (20) 公共施設及び公益施設計画平面図
 - (21) 電気施設等計画平面図
 - (22) 工事の工程表
 - (23) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書
- 2 許可を受けようとする開発行為が市街化調整区域に係るもの（主として第二種特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為を除く。）であるときは、市長は、前項又は第 18 条に規定するもののほか、次に掲げる図書のうち、必要と認める図書の提出を求めることができる。
- (1) 事業計画書
 - (2) 日常生活に必要な店舗等の建築を目的とする開発行為である旨の申立書及びその資格等を有することを証する免許証等の写し
 - (3) 開発区域周辺の建築物の用途別現況図
 - (4) 市街化調整区域内の資源の状況及び資源と開発区域との位置関係を説明する書類並びに採掘権等資源の有効利用に係る権利を有することを証する書類
 - (5) 開発区域と農産物等の生産地と位置関係を説明する書類及び農産物の取扱量を証する書類
 - (6) 中小企業の事業の共同化事業等に関する全体計画図及び組合結成状況を説明する書類
 - (7) 既存の工場と新設工場との間の作業工程、取引高等の関連を説明する書類及び原材料、製品等の輸送計画等を説明する書類
 - (8) 火薬類取締法（昭和 25 年法律第 149 号）第 12 条に規定する火薬庫の設置の許可を受けていることを証する書類
 - (9) 法第 34 条第 9 号に規定する届出を受理したことを証する書類の写し
 - (10) 既存宅地（都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成 12 年法律第 73 号）による改正前の法の第 43 条第 1 項第 6 号口の規定による都道府県知事の確認を受けた土地をいう。）であることを証する書類の写し
 - (11) 自己の業務の用に供する建築物又は特定工作物（以下「建築物等」という。）の建築又は建設に係る開発については、申請者の業務に関する書類

- (12) 開発区域の土地の所有権又は借地権を有することを証する書類
- (13) 公共事業により移転する建築物等であることを証する書類
- (14) 分家に関する申立書兼土地贈与等承諾書(様式第 5 号)
- (15) 申請者が所有する土地及び建物の一覧表
- (16) 建築物等移転・拡張前後対照表(様式第 6 号)並びに移転・拡張前後の位置を表示した図面及び移転・拡張対象物件の従前地における配置図
- (17) 檀家等信者の分布又は施設利用対象者の分布を表示した図面
- (18) 地区集会所等建築事業計画書(様式第 7 号)及び管理運営規程
- (19) 当該建築物等の立地が市の計画等に適合することを証する書類又は国、県若しくは市が助成若しくは融資する旨を証する書類
- (20) その他市長が必要と認める図書

- 3 省令第 16 条第 2 項の設計説明書は、様式第 8 号によるものとする。
- 4 省令第 17 条第 1 項第 3 号の相当数の同意を得たことを証する書類は、開発行為同意書(様式第 9 号)及び同意した者の印鑑登録証明書によるものとする。
- 5 省令第 17 条第 1 項第 4 号の資格を有する者であることを証する書類は、設計者の資格に関する申告書(様式第 10 号)及び設計者の資格に関する卒業証明書、免許証等の写しによるものとする。

(公共施設管理者等との協議)

第 5 条 法第 32 条第 1 項及び第 2 項の規定による協議をしようとする者は、都市計画法第 32 条の規定による協議申請書(様式第 11 号)に掲げる図書を添えて、市長に提出しなければならない。この場合、正本の他に協議を要する開発行為に関係がある公共施設の管理者及び開発行為又は開発行為に関する工事により設置される公共施設を管理することとなる者を所掌するものの数に相当する部数の副本を併せて提出するものとする。

- (1) 開発区域位置図
 - (2) 開発区域区域図
 - (3) 開発区域及び周辺の土地の公図の写し
 - (4) 造成計画平面図及び断面図
 - (5) 給水計画平面図
 - (6) 排水計画平面図
 - (7) 現況図及び現況の写真
 - (8) その他市長が必要と認める図書
- 2 法第 32 条第 1 項の同意を得たことを証する書面は、公共施設管理者同意書(様式第 12 号)によるものとする。ただし、公共施設の管理者において別に定めのあるときは、この限りでない。
 - 3 法第 32 条第 2 項の規定による協議の経過を示す書面は、公共施設管理予定者との協議一覧表(様式第 13 号)及び公共施設管理予定者との協議経過書(様式第 13 号の 2)によるものとする。

(政令第 8 条第 1 項第 2 号ロからニまでに掲げる土地の区域)

第 5 条の 2 許可基準条例第 4 条第 1 項第 1 号及び第 5 条に規定する政令第 8 条第 1 項第 2 号ロの溢水、湛水、津波、高潮等による災害の発生のおそれのある土地の区域として規則で定める土地の区域は、次に掲げるものとする。

- (1) 建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 39 条第 1 項の災害危険区域

- (2) 地すべり等防止法(昭和 33 年法律第 30 号)第 3 条第 1 項の地すべり防止区域
 - (3) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止策の推進に関する法律(平成 12 年法律第 57 号)第 9 条第 1 項の土砂災害特別警戒区域
 - (4) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和 44 年法律第 57 号)第 3 号第 1 項の急傾斜地崩壊危険区域
 - (5) 宅地造成等規制法(昭和 36 年法律第 191 号)第 3 条第 1 項の宅地造成工事規制区域
 - (6) 砂防法(明治 30 年法律第 29 号)第 2 条の規定による砂防指定地
 - (7) その他河川の氾濫のおそれがある区域
- 2 許可基準条例第 4 条第 1 項第 1 号及び第 5 条に規定する政令第 8 条第 1 項第 2 号ハの優良な集団農地その他長期にわたり農用地として保全すべき土地の区域として規則で定める土地の区域は、次に掲げるものとする。
- (1) 農地法(昭和 27 年法律第 229 号)第 4 条第 1 項、第 5 条第 1 項に規定する農地の転用等の許可が見込まれない農地
 - (2) 農業振興地域の整備に関する法律(昭和 44 年法律第 58 号)第 8 条第 2 項第 1 号に規定する農用地区域
- 3 許可基準条例第 4 条第 1 号及び第 5 条に規定する政令第 8 条第 1 項第 2 号ニの優れた自然の風景を維持し、都市の環境を保持し、水源を涵養し、土砂の流出を防備する等のため保全すべき土地の区域として規則で定める土地の区域は、次に掲げるものとする。
- (1) 自然公園法(昭和 32 年法律第 161 号)第 20 条第 1 項に規定する国立公園及び国定公園の特別地域並びに自然環境保全法(昭和 47 年法律第 85 号)第 14 条第 1 項の原生自然環境保全地域及び同法第 25 条第 1 項に規定する自然環境保全地域の特別地域
 - (2) 文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号)第 2 条第 1 項第 4 号に規定する区域
 - (3) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成 14 年法律第 88 号)第 28 条に規定する鳥獣保護区
 - (4) 森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 25 条若しくは第 25 条の 2 の規定により指定された保安林の区域、同法第 30 条若しくは第 30 条の 2 の規定により告示された保安林予定森林の区域、同法第 41 条の規定により指定された保安施設地区又は同法第 44 条において準用する同法第 30 条の規定により告示された保安施設地区に予定された地区及び保安林整備臨時措置法(昭和 29 年法律第 84 号)第 2 条第 1 項の保安林整備計画において保安林の指定が計画された森林の区域並びに国所有の森林の区域
(許可基準条例第 4 条第 2 項第 3 号の規則で定める要件)
- 第 5 条の 3 許可基準条例第 4 条第 2 項第 3 号の環境の保全上、災害の防止上又は通行の安全上支障がないものとして規則で定める要件は、道路の幅員が 6 メートル(建築基準法別表第二(イ)の項第 1 号に規定する住宅(自己の居住の用に供する一戸建ての住宅に限る。)の建築の用に供する目的で行う開発行為が見込まれる土地の区域内の道路にあつては、4 メートル)とする。
- (許可基準条例第 4 条第 2 項第 5 号の規則で定める要件)
- 第 5 条の 4 許可基準条例第 4 条第 2 項第 5 号の予定建築物の規模等規則で定める要件は、次に掲げるものとする。
- (1) 予定建築物の規模は、延べ面積 280 平方メートル以内であつて、自動車車庫については延べ面積 45 平方メートル以内、その他の附属建築物については一の用途につき延べ面積 30 平方メートル以内であること
(市長が開発区域及びその周辺の地域における良好な住居等の環境の形成又は保持のために支障がないと認める場合を除く)。

(2) 予定建築物の高さが、10メートル以下であること。

(許可基準条例第5条第1号の規定で定める要件)

第5条の5 許可基準条例第5条第1号の規定で定める要件は、次に掲げる要件の全てに該当するものとする。

- (1) 許可基準条例第5条第1号の親族は、土地を所有する者の親族と現に同居(一時的な同居を除く。以下同じ。)をし、又は過去に同居をしていた親族(尊属である親族を除く。)であること。
- (2) 申請者は、住所等を所有していないこと。
- (3) 土地を所有する者の親族は、市街化区域内に贈与等できる住宅建築が可能な土地を所有していないこと。
- (4) 予定建築物の敷地面積は、500平方メートル以内であること。
- (5) 予定建築物の規模は、延べ面積280平方メートル以内であって、自動車車庫については延べ面積45平方メートル以内、その他の附属建築物については一の用途につき延べ面積30平方メートル以内であること(市長が開発区域及びその周辺の地域における良好な住居等の環境の形成又は保持のために支障がないと認める場合を除く。)

(許可基準条例第5条第2号の規則で定める事業)

第5条の6 許可基準条例第5条第2号の規則で定める事業は、次に掲げる事業とする。

- (1) 土地収用法(昭和26年法律第219号)第3条各号に掲げる事業
- (2) 法の規定により土地を収用し、又は使用することができる都市計画事業
- (3) 前2号に掲げる事業に係る土地収用法第16条に規定する関連事業

(許可基準条例第5条第3号の規則で定める要件)

第5条の7 許可基準条例第5条第3号の規則で定める要件は、次に掲げる要件のすべてに該当するものとする。

- (1) 公民館等に準じた公益施設であって、原則として市の助成を受けて建設するものであること。
- (2) 利用対象者は、当該地区の住民であること。
- (3) 管理運営規定の定めにより、町内会、自治会等の自治組織において運営され、適正な維持管理が行われるものであること。
- (4) 設置する位置は、対象とする利用者の利便を考慮した位置に設置されるものであること。
- (5) 娯楽的な施設その他他の目的の施設と併用されるものでないこと。

(大規模な集落)

第5条の8 許可基準条例第5条第5号の大規模な集落は、次の要件を満たすものであること。

- (1) 既存集落のうち、連たんしている建築物が200以上であること。
- (2) 小学校、支所、病院、診療所等の施設が存すること。

(許可基準条例第5条第4号から第6号までの規則で定める要件等)

第5条の9 許可基準条例第5条第4号ア及び第5号アの予定建築物の敷地面積及び予定建築物等の規則で定める要件は、次に掲げるものとする。

- (1) 予定建築物の敷地面積は、500平方メートル以内であること。
- (2) 予定建築物の規模は、延べ床面積280平方メートル以内であって、自動車車庫については延べ面積45平方メートル以内、その他の附属建築物については一の用途につき延べ床面積30平方メートル以内であること(市長が開発区域及びその周辺の地域における良好な住居等の環境の形成又は保持のために支障がないと認める場合を除く。)
- (3) 申請者は、市街化区域内に住宅地として適当と判断される土地を所有していないこと。

- (4) 申請者は、当該既存集落又は大規模既存集落に居住していた等当該既存集落又は大規模既存集落内に居住し続ける合理的理由があること。
- 2 許可基準条例第5条第4号イ及び第5号イの予定建築物の敷地面積及び予定建築物等の規則で定める要件は、次に掲げるものとする。
- (1) 前項第1号から第3号までの要件に適合するものであること。
- (2) 申請者は、許可基準条例第5条第4項イ又は第5号イのいわゆる本家から独立した世帯を構成する必要があること。
- (3) いわゆる本家は、市街化区域内に住宅地として適当と判断される土地を所有していないこと。
- (4) 申請者は、相続又は贈与を受けた土地以外に住宅地として適当と判断される土地を所有していないこと。
- 3 許可基準条例第5条第5号ウの予定建築物の敷地面積及び予定建築物等の規則で定める要件は、次に掲げるものとする。
- (1) 予定建築物の敷地面積は、1,000平方メートル以内であること。
- (2) 予定建築物の規模は、延べ床面積500平方メートル以内であること。
- (3) 予定建築物及び予定建築物を使用する事業の用途が当該大規模既存集落及び当該大規模既存集落の周辺の環境に悪影響を及ぼすおそれのないものであること。
- (4) 申請者自らが営む事業であること。
- 4 許可基準条例第5条第6号イに規定する規則で定める建築物又は工作物は、次に掲げるものとする。
- (1) 事務所
- (2) 貨物運送事業又は倉庫業に従事する者の休憩所、詰所等
- (3) 貨物運送事業又は倉庫業の用に供する車庫、洗車場、給油所等
- (4) 警備のための休憩所、詰所等
- (5) 貨物運送事業又は倉庫業に従事する者のための食堂等の利便施設
(許可基準条例第8条の規則で定める利害関係を有する者)
- 第5条の10 許可基準条例第8条で定める利害関係を有する者は、許可基準条例第4条又は第5条の区域を定める案に係る土地の区域について建物の所有を目的とする対抗要件を備えた地上権若しくは賃借権（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。）を有する者とする。
(許可基準条例第9条の縦覧等)
- 第5条の11 許可基準条例第9条第1項の規定による公告は、次に掲げる事項を公告するものとする。
- (1) 許可基準条例第4条の区域等又は第5条の区域を定める案の内容のうち、種類、位置、区域及び開発区域若しくはその周辺の地域における環境の保全上に支障があると認められる用途、目的又は予定建築物等の用途若しくは目的
- (2) 縦覧場所及び機関
- (3) 意見の提出に関する事項
- 2 許可基準条例第9条第2項の規定による意見書は、次に掲げる事項を記載するものとする。
- (1) 意見書を提出する者の氏名、住所及び連絡先
- (2) 意見を述べようとする区域の名称
- (3) 意見を述べようとする理由及び意見の内容

(既存権利者届)

第6条 法第34条第13号の規定による届出は、既存の権利の届出書(様式第14号)に掲げる図書を添えて行うものとする。

- (1) 届出に係る土地についての権利を有することを証する書類
- (2) 届出に係る土地が農地であるときは、農地転用を許可されたことを証する書類
- (3) その他市長が必要と認める図書
(許可又は不許可の通知)

第7条 法第35条第2項の文書は、様式第15号によるものとする。

(開発行為変更許可申請書)

第8条 法第35条の2第2項の申請書は、開発行為変更許可申請書(様式第16号)とする。

2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添えるものとする。

- (1) 当該変更しようとする開発行為に係る法第35条第2項の文書(法第35条の2第1項本文により許可をしたものについては、当該許可をしたことを通知する同条第4項において準用する法第35条第2項の文書を含む。以下「許可指令」という。)の写し
- (2) 変更前後対照表(様式第17条)
- (3) 工事の施行状況を記載した図書
- (4) 第4条第1項及び第2項に規定する図書のうち開発行為の変更に伴いその内容が変更されるもの及び新たに提出しなければならないもの

3 当該変更しようとする開発行為について、法第35条の2第3項の規定による軽微な変更の届出があるときは、前項第2号及び第3号の図書に当該届出の内容を明示すること。

(開発行為変更届出書)

第9条 法第35条の2第3項の規定による軽微な変更の届出は、開発行為変更届出書(様式第18号)に許可指令書の写しその他市長が必要と認める図書を添えて行うものとする。

(工事着手届出書)

第10条 許可基準条例第2条の規定による届出は、開発許可を受けた者が、工事着手届出書(様式第19号)に工程表を添えて行うものとする。

(開発標識)

第11条 許可基準条例第3条に規定する開発標識は、様式第20号とする。

(工事完了届出書の添付図書)

第12条 省令第29条の工事完了届出書には、次に掲げる図書を添えるものとする。

- (1) 開発区域位置図
- (2) 工事完了図
- (3) 地積測量図
- (4) 開発区域となる土地の所在図
- (5) 工事施行前、工事施行中及び工事完了後の写真
- (6) その他市長が必要と認める図書

2 省令第29条の公共施設工事完了届出書には、次に掲げる図書を添えるものとする。

- (1) 開発区域位置図

- (2) 公共施設工事完了図
- (3) 新旧公共施設の地籍測量図
- (4) 新旧公共施設の土地の所在図
- (5) 工事施行前、工事施行中及び工事完了後の写真
- (6) その他市長が必要と認める図書
(工事完了公告前における建築等の承認申請)

第 13 条 法第 37 条第 1 号の規定による承認の申請は、工事完了公告前の建築等承認申請書（様式第 21 号）に次に掲げる図書を添えて行うものとする。

- (1) 許可指令書の写し
- (2) 開発区域位置図
- (3) 土地利用計画図
- (4) 敷地の土地の公図の写し及び土地の登記事項証明書
- (5) 建物の位置図
- (6) 予定建築物の平面図及び立面図
- (7) 現況図又は現況写真
- (8) その他市長が必要と認める図書
(開発行為に関する工事の廃止の届出書の添付図書)

第 14 条 法第 38 条の規定による届出は、省令第 32 条の届出書に次に掲げる図書を添えて行うものとする。

- (1) 許可指令書の写し
- (2) 工事の廃止の理由書
- (3) 工事の廃止時における土地の状況を表した図面
- (4) 工事の廃止に伴う防災対策その他の措置を記載したもの
(制限区域内における建築物の特例許可申請)

第 15 条 法第 41 条第 2 項ただし書の規定による許可の申請は、建築物の特例許可申請書（様式第 22 号）に、次に掲げる図書を添えて行うものとする。

- (1) 許可指令書の写し
- (2) 開発区域位置図
- (3) 開発区域区域図
- (4) 土地利用計画図
- (5) 現況図又は現況写真
- (6) 予定建築物の平面図及び立面図
- (7) 建築しなければならない理由を記載した文書
- (8) その他市長が必要と認める図書
(予定建築物等以外の建築等の許可申請)

第 16 条 法第 42 条第 1 項ただし書きの規定による許可の申請は、予定建築物等以外の建築等許可申請書（様式第 23 号）に前条各号に掲げる図書を添えて行うものとする。

(市街化調整区域内の土地における建築等の許可申請)

第17条 法第43条第1項本文の規定による許可申請は、省令第34条第1項の建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設許可申請書及び同条第2項に規定する図面に、次に掲げる図書を添えて行うものとする。

- (1) 土地所有者その他関係権利者の同意書及び印鑑登録証明書
- (2) 敷地の公図の写し及び土地の登記事項証明書
- (3) 土地利用計画図
- (4) 政令第36条第1項第3号に該当することを証する書類
- (5) 敷地の位置図及び区域図
- (6) 予定建築物の平面図及び立面図
- (7) その他市長が必要と認める図書

(地位の承継の届出)

第18条 法第44条の一般承継人は、地位の承継をしたときは、地位の承継届出書(様式第24号)に次に掲げる図書を添えて市長に届け出るものとする。

- (1) 許可指令書の写し
- (2) 地位を承継したことを証する書類

(地位の承継の承認申請)

第19条 法第45条の規定による承認の申請は、地位の承継承認申請書(様式第25号)に、次に掲げる図書を添えて行うものとする。ただし、地位の承継に係る開発行為が、主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行うもの又は住宅以外の建築物若しくは特定工作物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは建設の用に供する目的で行うもの(開発区域の面積が1ヘクタール以上のものを除く。)であるときは、第4号から第7号までに掲げる図書を添えることを要しない。

- (1) 許可指令書の写し
- (2) 土地の所有権その他開発行為に関する工事を施工する権原を取得したことを証する書類
- (3) 法人にあつては、法人の登記事項証明書、定款等
- (4) 資力信用調書
- (5) 事業経歴書
- (6) 納税証明書(固定資産税及び都市計画税並びに法人にあつては法人税、事業所税及び法人市民税、個人にあつては所得税及び市県民税に係るもの)
- (7) 工事能力調書

(開発登録簿調書)

第20条 省令第36条第1項の調書は、開発登録簿(様式第26号)によるものとする。

(身分証明書)

第21条 法第82条第2項の証明は、身分証明書(様式第27号)によるものとする。

(開発行為又は建築に関する証明書)

第22条 省令第60条の書面の公布を求めようとする者は、開発行為又は建築等に関する証明書交付申請書(様式第28号)に建築確認申請書の写しを添えて、市長に提出しなければならない。

(地区計画条例第4条の申出)

第23条 地区計画条例第4条で定める申出は、地区計画等申出書(様式第29号)により行うものとする。

(告示及び公告の方法)

第24条 法第20条及び許可基準条例第11条の告示、法第5条の2第3号(同条第4項において準用する場合を含む。)、法第17条第1項(法第21条第2項において準用する場合を含む。)、法第36条第3項、法第81条第2項、許可基準条例第9条第1項及び地区計画条例第2条の公告並びに法第81条第3項の公示は、福島市公告式規則(平成10年規則第35号)第2条に定める方法により行うものとする。

附則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附則(平成15年規則第19号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附則(平成17年規則第10号)

この規則は、公布の日から施行する。

附則(平成17年規則第25号)

この規則は、公布の日から施行する。

附則(平成19年規則第1号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附則(平成21年規則第18号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附則(平成21年規則第43号)

この規則は、平成21年12月15日から施行する。

附則(平成22年規則第15号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附則(平成27年1月30日規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附則(平成27年9月30日規則第43号)

この規則は、公布の日から施行する。

附則(平成28年3月31日規則第53号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

※ 様式第1号から様式第29号まで別記